

成年後見に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 成年被後見人が土地の贈与を受けた場合、その後見人は、その贈与を取り消すことができない。

イ. 成年被後見人AがBの意思表示を受けた場合、Aの後見人Cがその意思表示を知った後は、Bは、その意思表示をもってAに対抗することができる。

ウ. 成年被後見人Aが未成年者Bの法定代理人としてした行為は、Aの行為能力の制限によっては取り消すことができない。

エ. 成年被後見人Aがその財産を管理する後見人に対して権利を有するときは、Aが行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から法定の期間を経過するまでの間は、その権利について、時効は完成しない。

オ. 成年被後見人が協議上の離婚をするときには、その後見人の同意を得なければならない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

(司法R 4-2)

司法 R 4-2	成年後見
正解 3	

正しいものは、イ、エであり、正解は3となる。

- ア 誤り。 成年被後見人がした法律行為は、それが日用品の購入その他日常生活に関する行為である場合を除き、取り消すことができる（民法9条）。本記述の土地の贈与を受ける行為は、日常生活に関する行為とはいえないので、後見人は、これを取り消すことができる（同120条1項）。よって、本記述は誤りである。*佐久間（総則）94～95頁。佐久間ほか（民法I）40頁。
- イ 正しい。 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができないが（民法98条の2本文）、相手方の法定代理人がその意思表示を知った後は、その意思表示をもって対抗することができる（同条ただし書1号）。したがって、本記述においても、Aの後見人Cが、BのAに対する意思表示を知った後は、Bは、その意思表示をもってAに対抗することができる。よって、本記述は正しい。*佐久間（総則）68頁。佐久間ほか（民法I）154頁。
- ウ 誤り。 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限を理由としては取り消すことができないが（民法102条本文）、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでないといわれている（同条ただし書）。代理行為について制限行為能力を理由とする取消しが認められないのは、本人は制限行為能力者であることを承知の上で代理人を選任するのであるから、本人を保護する必要はないと考えられることによる。これに対し、本人が代理人の選任に直接関与しない法定代理においては、代理人が制限行為能力者であることから生じるリスクを本人に負担させる根拠が欠けることから、この場合においては、制限行為能力を理由とする代理行為の取消しを認めたものである。よって、本記述は誤りである。*佐久間（総則）262～263頁。佐久間ほか（民法I）197頁。新・コンメ民法（財産法）141頁。
- エ 正しい。 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から6か月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない（民法158条2項）。このような場合には、法定代理人が、自己の不利益において適切に権利行使や時効の更新のための行為を行うことを期待しがたいことから、未成年者や成年被後見人の保護のため、時効の完成が猶予されることとしたものである。よって、本記述は正しい。*佐久間（総則）427～428頁。佐久間ほか（民法I）312～313頁。新・コンメ民法（財産法）262頁。
- オ 誤り。 成年被後見人が離婚をするには、その成年後見人の同意を要しない（民法764条・738条）。よって、本記述は誤りである。*新基本法コメ（親族）80頁。

（試験対策講座の参照頁） 民法総則104～105頁、197頁、302～304頁、399頁。親族・相続（第4版）41頁。